

滋賀県犯罪被害者等支援条例案の概要

1. 背景

本県の犯罪被害者支援の取組は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく基本方針の中に「犯罪被害者の支援」を掲げ、滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針を策定し、関係部局が連携して支援施策を推進してきました。

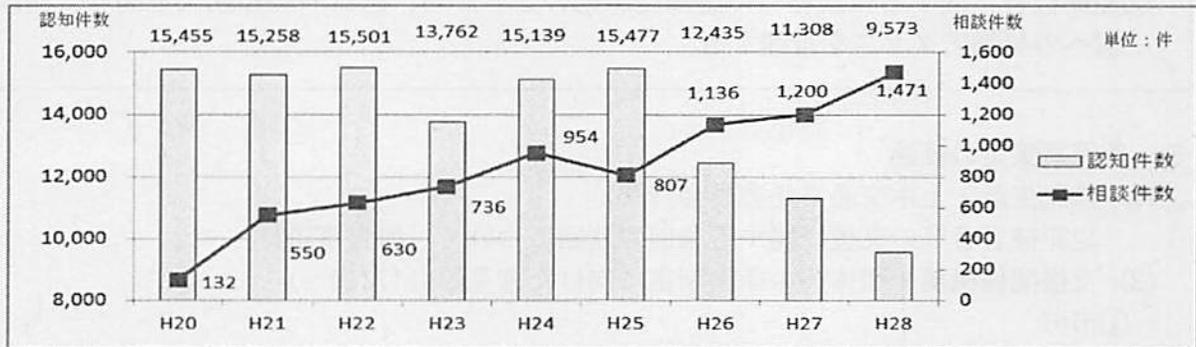
しかし、県民誰もが犯罪被害者となる可能性がある中、犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、国、県、市町ならびに県民、事業者および民間支援団体その他の関係者が連携して、県民総ぐるみによる支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

そこで、犯罪被害者等に対する理解を深め、ともに支え合い、安心して暮らしていくことができる滋賀を目指していくため、この条例を制定しようとするものです。

2. 滋賀県等における犯罪被害者等支援のこれまでの取組

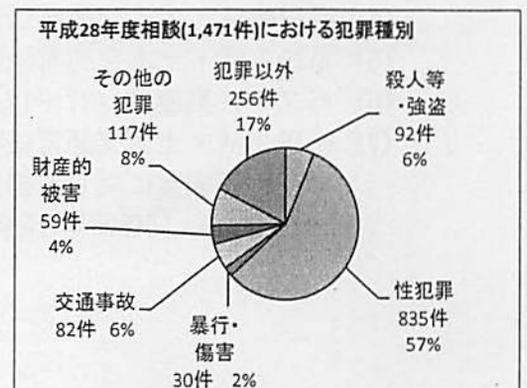
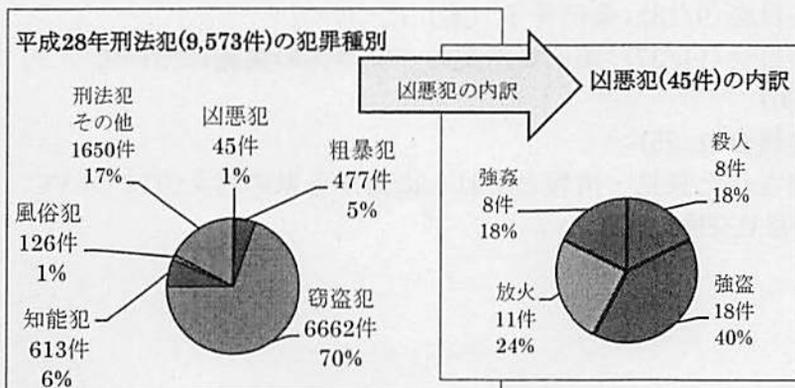
- (1) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例(平成15年4月施行)に基づく基本方針の中に犯罪被害者の支援を位置付け〔県〕
- (2) 犯罪被害者等基本法(平成17年4月施行)に基づく犯罪被害者等基本計画が策定(平成17年12月 第2次:平成23年3月 第3次:平成28年4月 閣議決定)〔国〕
- (3) 犯罪被害者総合窓口を設置(平成19年7月)〔県〕
- (4) 滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針を策定(平成19年10月)し、庁内横断的推進体制の下、各種施策を総合的・体系的に推進〔県〕
- (5) 犯罪被害者支援に役立つ犯罪被害者支援ハンドブックを作成(平成22年1月)〔県〕

3. 現状(刑法犯認知件数と犯罪被害者等からの相談件数)



*刑法犯認知件数(左軸:棒グラフ)は、暦年集計。

*犯罪被害者等からの相談件数(右軸:折れ線グラフ)は、年度集計。



4. 現状・課題を踏まえた対応

これまで市町や関係機関・団体と連携し犯罪被害者等支援に取り組んできたが、様々な課題が明らかになったことから、課題解決を図るため条例を制定。

条例制定の狙い

〔体制の強化・確立〕

- ①支援関係機関の連携不足により支援に隙間が生じていることから、支援に関し必要な協議や連絡調整を行う支援推進協議会を設置し、総合的な支援体制の整備を図る。
- ②様々な支援機関との連絡調整を自ら行う等で犯罪被害者等に負担が生じることから、コーディネーターを中心とするワンストップ支援により、犯罪被害者等の負担軽減を図る。
- ③犯罪被害者等を支援する際、支援従事者の言動により犯罪被害者等に精神的負担等の「更なる被害」を与える場合があることから、支援従事者自身がこのことを意識し、犯罪被害者等の負担軽減を図る。
- ④犯罪被害者等を支援する際、支援従事者が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける場合があることから、支援従事者に対するカウンセリングなど心理的負担の軽減を図る。

〔県民理解の促進〕

- ①犯罪被害者等は周囲の理解不足等によって「更なる被害」を受けることがあることから、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性を理解し、犯罪被害者を社会全体で支える機運の醸成を図る。
- ②犯罪被害に関する相談窓口の認知度が低いことから、窓口の周知拡大を図り、相談支援への早期アクセスを推進する。

5. 条例案策定の経過

- (1) 県民生活・土木交通常任委員会(7/6)
犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について〔報告事項〕
- (2) 支援関係機関・団体への条例制定に向けた意見照会(7/10～)
 - ①市町
 - ②滋賀県犯罪被害者等支援連絡協議会
 - ③「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議
- (3) 滋賀県犯罪被害者等支援連絡協議会での議論(9/11)：条例骨子(案)について
- (4) 県民生活・土木交通常任委員会(9/13)：条例骨子(案)について
- (5) 県民生活・土木交通常任委員会(11/27)：条例要綱案のパブコメの実施について
- (6) パブコメ実施(11/27～12/26)
- (7) 県民生活・土木交通常任委員会(1/25)：
条例要綱案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について
※上記のほか、関係団体と随時意見交換を実施

滋賀県犯罪被害者等支援条例案の概要

<目的> 県民みんなで犯罪被害者等を支える安心の滋賀をめざして
 「犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、軽減して、再び平穏な生活を営むことができるように！！」

- ◎ 基本理念を定め、県、県民、事業者および民間支援団体等の責務を明らかにする。
- ◎ 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、支援施策を総合的かつ計画的に推進する。

<総則>

- ◎用語の定義 ◎基本理念
- ◎県、県民、事業者の責務 民間支援団体等の責務

滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会

◎構成機関・団体： 国、県、市町、民間支援団体等

◎任務 犯罪被害者等支援に関する協議、連絡調整
 取組状況の確認、検討等

反映

<犯罪被害者等支援に関する計画>

◎支援施策を総合的・計画的に推進

<県・関係機関・団体等>

◎犯罪被害者等の支援に関する施策・取組

<犯罪被害者等支援施策>

支援従事者の養成・研修等の実施

民間支援団体への支援

支援従事者の心理的負担の軽減

犯罪被害者等への相談・情報提供等

心身に受けた影響からの回復

一時保護等による安全の確保

県営住宅入居配慮等の居住の安定

事業者理解増進等による雇用の安定

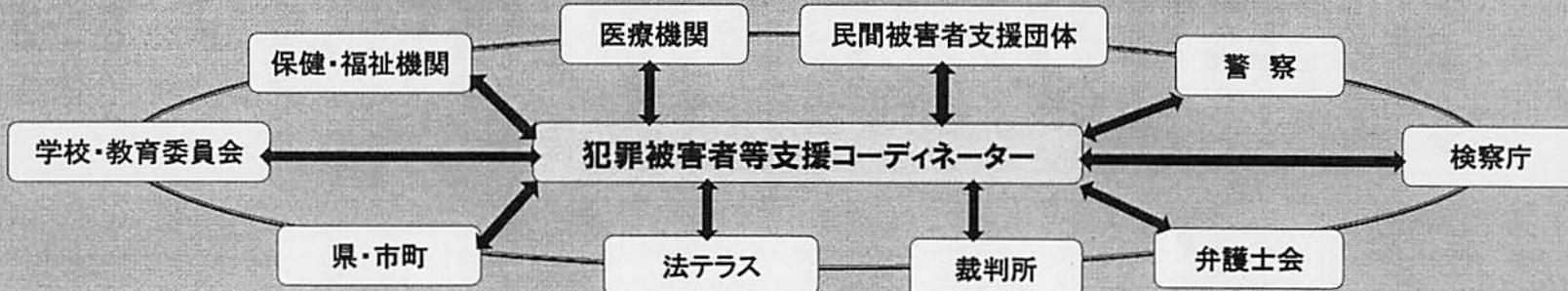
広報等による県民理解の促進

学校での犯罪被害者等に関する教育

施策を推進するための財政上の措置

課題・現状

<被害案件に対する総合的支援体制の整備>



滋賀県犯罪被害者等支援条例案要綱

第1 制定の理由

わが国における犯罪被害者等への支援は、社会的反響の大きな事件の発生を契機とした犯罪被害者等給付金の支給に始まり、各種施策が展開されてきました。犯罪行為者の人権は憲法上保障されている一方、犯罪被害者の権利は置き去りにされたままであったため、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）が制定されました。

滋賀県では、基本法以前に制定された「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づく基本方針の中に「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、基本法制定後は「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定し、関係部局が連携して支援施策を推進してきました。しかし、依然として県民誰もが予期せぬ犯罪等に巻き込まれ、犯罪被害者となりうる現状がある中で、犯罪抑止を中心とした条例の下では、犯罪被害について他人事のようにとらえられ、犯罪被害者等支援への理解は不十分なままであること、犯罪被害者等支援に関係する行政機関および民間支援団体その他の関係者の連携が不十分で犯罪被害者が支援を受ける際に過度の負担が生じることなど、様々な課題が顕在化しているところです。

そこで、犯罪被害者等がひとりの県民として、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、国、県、市町ならびに県民、事業者および民間支援団体その他の関係者が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進することを図るため、この条例を制定しようとするものです。

第2 概要

- 1 この条例は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えることが重要であることに鑑み、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、および県、県民、事業者、民間支援団体等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、および軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにし、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとします。（第1条関係）
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることとします。（第2条関係）
 - (1) 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。

(3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、または軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

3 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととします。（第 3 条関係）

(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重するとともに、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることのないよう十分配慮すること。

(2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、国、県、市町および県民等（県民、事業者および民間支援団体その他の関係者をいう。以下同じ。）が相互に連携し、および協力すること。

(3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供すること。

4 3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県の責務について次に掲げるとおり定めることとします。（第 4 条関係）

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、および実施すること。

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等と連携し、および協力するとともに、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(3) 犯罪被害者等支援において市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言または連絡調整を行うものとする。

5 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。（第 5 条関係）

6 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすること等がないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。（第 6 条関係）

- 7 民間支援団体は、基本理念にのっとり、その有する専門的な知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。(第7条関係)
- 8 支援従事者(犯罪被害者等からの相談を受ける者その他の犯罪被害者等支援に関連する業務に従事する者をいう。以下同じ。)は、その業務に従事するに当たっては、基本理念にのっとり、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えるおそれがあることを十分理解するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資するよう適切な対応を行わなければならないこととします。(第8条関係)
- 9 推進計画(第9条関係)
知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(9において「推進計画」という。)を定めることとし、推進計画に関し次に掲げる事項を定めることとします。
- (1) 推進計画に定める事項
- ア 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方
イ 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
ウ アおよびイに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- (2) 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ県民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (4) (2)および(3)は、推進計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用すること。
- 10 総合的支援体制の整備(第10条関係)
- (1) 県は、国、市町および県民等と連携し、および協力して、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間の必要な犯罪被害者等支援を一体となって推進するための総合的な支援体制((2)において「総合的支援体制」という。)を整備するものとする。
- (2) 県は、総合的支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の特性を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に係る行政機関および民間支援団体その他の関係者(10および11において「関係行政機関等」という。)のいずれを起点としても同様に適切かつきめ細かな支援を途切れることなく受け取ることができるよう、犯罪被害者等支援コーディネーター(個々の犯罪被害者等に対する支援に関する計画書の作成および関係行政機関等との連絡調整を行う者をいう。)の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 11 県および関係行政機関等は、犯罪被害者等支援に関し必要な協議および連絡調整を行

うため、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会を組織することができることとします。(第11条関係)

12 人材の養成等(第12条関係)

(1) 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする
こととします。

(2) 県は、支援従事者が自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し更なる被害を与えることがないよう、ならびに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減に資する適切な支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする
こととします。

13 民間支援団体等に対する支援(第13条関係)

(1) 県は、民間支援団体が行う犯罪被害者等支援に関する事業の円滑な実施を図るため
必要があると認めるときは、当該民間支援団体に対し、必要な情報の提供、助成その
他の支援を行うことができることとします。

(2) 県は、支援従事者がその業務に従事する過程において受ける心理的な負担を軽減す
ることができるよう、支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ず
るものとする
こととします。

14 県は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、総合的な相談窓口の
設置、経済的な助成に関する情報その他の必要な情報の提供、犯罪被害者等の援助に精
通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする
こととします。(第14条関係)

15 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談等心身
の状況に応じた保健医療サービスおよび福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ず
るものとする
こととします。(第15条関係)

16 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確
保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被
害者等に係る個人情報
の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする
こととします。(第16条関係)

17 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の
安定を図るため、県営住宅(滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋
賀県条例第31号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居において特別の
配慮を行うほか、必要な施策を講ずるものとする
こととします。(第17条関係)

18 雇用の安定等（第18条関係）

(1) 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等に対する就労支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとします。

(2) 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとするものとします。

19 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることができるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとするものとします。（第19条関係）

20 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとするものとします。（第20条関係）

21 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするものとします。（第21条関係）

22 この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。